

2020年9月16日

各 位

株式会社八十二銀行

「劣後ローン」の取扱開始について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、新型コロナウイルスの感染拡大等により自社の経営に影響を受けているお客さまの資金繰り支援の一環として、「劣後ローン」の取扱いを開始しました。

本ローンは、お客さまのキャッシュフロー安定および事業基盤の維持・拡大を支援するため、お借入期間中（最長15年間）の元本返済を不要とし、長期・安定・継続的な金融支援を企図した新たな制度です。以下に概要をお知らせいたします。

【劣後ローンの概要】

対 象 者	法人のお客さま (当行所定の条件を満たす方)
資 金 使 途	事業資金（運転資金）
融資の種類	劣後ローン (資本性借入金：注1)
融 資 金 額	個別にご相談させていただきます
融 資 期 間	5年超15年以内（据置期間5年超）
融 資 利 率	個別にご相談させていただきます (業績に応じて変動します)
返 済 方 法	・ 期日一括返済 ・ 据置期間5年超経過後の元金均等返済
担保・保証	不要 (コベナンツ：注2 有り)

2020年9月16日 現在

※ ご利用にあたっては、当行所定の審査がございます

(注1) 資本性借入金とは、貸出条件に十分な資本的性質が認められる借入金として、金融機関が資本とみなすことが可能なものをいいます。

(注2) コベナンツとは、契約書に特約条項を記載し、契約期間中お客さまに遵守いただくものです。特約条項には、お客さまが一定の行為（多額な資産の購入や譲渡など）を行う際の当行への報告義務などがございます。

以 上